

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 5 年 3 月 30 日

全国健康保険協会高知支部
支部長 内原 茂

1 企画競争に付する事項

令和 5 年度 被保険者に対する特定保健指導業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 号第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成 25 年厚生労働省告示第 92 号) 第 2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号) 及びその他関係法令を遵守し、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き (第 3 版)」、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」に沿って特定保健指導を実施できること。
ICT を活用した特定保健指導を実施する場合は、「遠隔保健指導実施通知」及び「遠隔保健指導実施手引き」に則って実施できること。
- (3) 「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令に基づき実施できること。
- (4) 特定保健指導の結果について、高知支部が指定する仕様に従い、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体 (CD-R) によって提出が可能であること。
- (5) 保健指導機関番号を取得していること。
- (6) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。(詳細については企画競争説明書末尾【参考】参照。)
- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること
- (9) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (10) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

- (11) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (12) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (13) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 認証、JISQ27001 認証のいずれかを取得していること。
- (14) 過去3年間において、当該案件と同規模以上の委託業務を請け負った実績を有すること。

3 契約候補者の選定

参加資格を有する者から提出された企画書等に対して、高知支部が定める評価基準（「評価項目一覧」（様式1）参照）に基づき採点を行い、最も適格と判断した1社を契約候補者とする。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 本公告の日～令和5年4月20日
※ 土曜日、日曜日、祝日を除く9:00～16:00まで
※ 令和5年4月20日は、9:00～14:00まで
- (2) 場所 全国健康保険協会高知支部
企画総務グループ 担当：坂本
TEL：088-820-6012 FAX：088-820-6023

5 企画競争説明書、仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル7階
全国健康保険協会高知支部
◆調達に関すること
企画総務グループ 担当：坂本 TEL：088-820-6012 FAX：088-820-6023
◆仕様書、企画書等の作成に関すること
保健グループ担当：上原 TEL：088-820-6020 FAX：088-820-6023
- (2) 受付期間 令和5年4月12日（水）16:00まで
- (3) 回答 令和5年4月13日（木）17:00までに質問者に対して行う。

6 必要書類の提出場所等

- (1) 提出場所 5項(1)受付先に同じ。

(2) 提出期限 令和5年4月20日(木) 14:00まで

(3) 提出方法

原則、郵送にて提出すること。(6項(2)提出期限必着)

7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

8 その他

詳細は、「被保険者に対する特定保健指導業務委託に係る企画競争説明書」による。